

平成27年度 廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

番号	氏名(名称) 代表者名 所在地	許可の区分	許可番号	処分内容	処分年月日	処分理由	根拠法令 (法:廃棄物の処理及 び清掃に関する法律)	備考
1	昭和興産株式会社 代表取締役 小松清人 長野市大字風間257番地1	一般廃棄物収集運搬業	10035	許可取消し	H27. 8. 26	長野市大字風間257番地1の昭和興産株式会社(長野市一般廃棄物収集運搬業許可第10035号)は、平成27年4月3日及び同年4月7日に長野市清掃センター(長野市松岡二丁目42-1)へ、事業者から収集運搬を委託された廃プラスチック類(点滴容器、薬袋等)等の産業廃棄物を一般廃棄物と偽り、法第16条の規定に違反して投棄した。 このことは、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しを定めた法第7条の4第1項第5号の規定に該当する。	第7条の4 第1項第5号	
2	株式会社リターンシステム 代表取締役 小松真美 長野市大字風間257番地1	一般廃棄物収集運搬業	10238	許可取消し	H27. 10. 9	長野市大字風間257番地1の株式会社リターンシステム(長野市一般廃棄物収集運搬業許可第10238号)の役員は、平成27年8月26日付けで長野市長から法第7条の4第1項第5号の規定に該当したことにより一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消された法人の役員であったことから、法第7条第5項第4号ニに該当する。 このことは、一般廃棄物処理業の許可の取消しを定めた法第7条の4第1項第3号の規定に該当する。	法第7条の4 第1項第3号	
3	株式会社佐藤建工 代表取締役 佐藤保 長野市川中島町四ツ屋56番地	一般廃棄物収集運搬業	10195	許可取消し	H28. 3. 17	長野市川中島町四ツ屋56番地の株式会社佐藤建工(長野市一般廃棄物収集運搬業許可第10195号)は、平成28年2月29日、長野地方裁判所において破産手続き開始の決定を受けた。 このことは、一般廃棄物処理業の許可の取消しを定めた法第7条の4第1項第4号に規定する法第7条第5項第4号イ(破産者で復権を得ないもの)に該当するため。	第7条の4 第1項第4号	
4	株式会社佐藤建工 代表取締役 佐藤保 長野市川中島町四ツ屋56番地	—	—	改善命令	H28. 3. 17	長野市篠ノ井小松原字段之原中尾2462番1他所在の事業場において、自社事業活動に伴い発生した木くず、土砂混じり混合廃棄物(がれき類、木くず)、廃瓦及びがれき類を、法施行令第6条第1項第1号ホで定められた保管数量の上限を超えて保管していることは、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(法施行令第6条第1項第1号ホ)に違反している。	第19条の3 第2号	